

安倍政権は “やっばいけなひこと” をやっばひる。 “法的根拠もなく中東へ自衛隊を派兵”

安倍政権は 2019 年 12 月 27 日「中東の海へ調査・研究のため自衛隊を派遣する」ことを閣議決定。トランプ米大統領が進めるイランへの敵対行動“有志連合”とつながるものです。

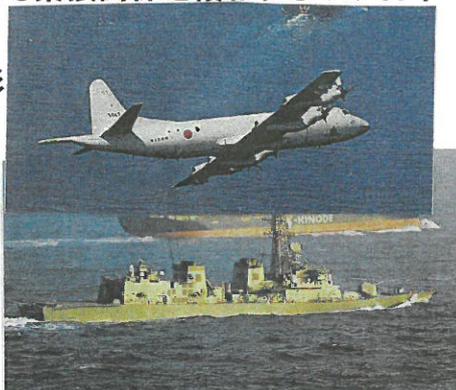
形の上では有志連合に入らず“独自行動”としてホルムズ海峡をはずして、オマーン湾・アラビア海北部・アデン湾周辺を護衛艦 1 隻とP3C2 機で調査するとのこと。しかしここでの活動情報は有志連合と共有するし、そのためにバーレーンにある米中央海軍の指令部に連絡員を派遣までするのです。



防衛省設置法 4 条の所掌事務のひとつとしての“調査・研究”を法的根拠にすることだが、防衛省設置法 5 条には“自衛隊の行動は自衛隊法の定めるところによる”としているのにその根拠もなく自衛隊を海外へ派兵するのはまったくの誤りと日弁連は指摘しています。更に、何かことがあれば船舶への立ち入りや武器使用も可能にしている自衛隊法 82 条の“海上警備行動”に移ることもその範囲に入れてあるのです。こんな法的根拠もなく自衛隊を海外へ派遣することは日本国憲法 9 条の平和主義を根本から否定することです。自衛隊の中東派兵に反対です。

もともとイランと米英など 6 カ国での“核合意”を米国トランプ大統領が一方向的に破棄したことでイランとの緊張関係を作ったのであり、イランと日本との友好関係を考えるなら日本は“イラン核合意”を支持する立場で動くべき。平和外交で少しでも緊張関係を緩和するのが日本の役割。

そもそも自衛隊の海外派兵を単なる“調査・研究”という形で自由にやっばひいものだろうか？以前からも多くの人々によって調査研究ということで行けるなら“自衛隊の行動に歯止めがない”と批判されています。



“海上警備行動”というだけで日本の周辺でなく地球の裏側までも行って武器使用をしていいのだろうか？これまでも日本国憲法との関係で問題視されてきたのです。

以前イラクのケースなどで作られた“特措法”すらない、国会での議論もない、ただ防衛大臣一人で決定できる“調査・研究”で自衛隊を中東に派兵することはいくら安保法制で自衛隊がこれまで以上に自由に活動できるようになっても許されません。あの憲法違反の 11 本の安保法制を使っても法的根拠が認められない事例なのです。

「重要影響事態安全確保法(周辺事態法)」「国際平和支援法」「武力攻撃事態法」それぞれを適用させる状況でもなく、条件もそろっていません。にもかかわらず閣議決定で自衛隊を中東へ派兵するのは、もう法治国家ではありませんし、民主主義国家でもありません。

安倍の独裁国家です。“安倍首相が発する言葉がすべて”というような国になってしまっています。“NO安倍! NO安倍政治! 国民の民主・法治を取り戻しましょう”

* 図画資料：朝日新聞より

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告ホームページに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセス出来ます。